

岩倉市利用者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等又は妊婦（以下「利用者」という。）がその選択に基づき、教育・保育、保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 この事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の規定に基づき、利用者の身近な場所で、教育・保育、保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するもの（以下「利用者支援事業」という。）とする。

(実施場所)

第3条 利用者支援事業は、岩倉市子育て支援センター内で行う。

(職員の配置)

第4条 利用者支援事業に従事する者は、利用者支援員とする。

- 2 利用者支援員は、育児及び保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、各種福祉施策、その他の関連施策等について知識を有する保育士等とする。

(業務の内容)

第5条 利用者支援事業は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約及び提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにすること。

(2) 地域連携

教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等を実施している関係機関との連絡、調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見及び共有、地域で必要な社会資源等の開発等に努めること。

(3) 広報

利用者支援事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報及び啓発活動を実施し、広く利用者に周知を図ること。

(4) その他

その他利用者支援事業を円滑にするための必要な業務

(関係機関との連携)

第6条 利用者支援事業の実施に当たっては、教育・保育、保健その他の子育て支援を実施している関係機関のほか、福祉、保健、教育等の関係部署、民生委員児童委

員、医療機関、警察、特定非営利活動法人等の関係機関及び団体等に対して、利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

